

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年 9月22日

東 白 川 村

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 東白川村農業の概要について

東白川村は、岐阜県加茂郡の最東端東経137°20'北緯35°38'に位置し東西16km南北11km、総面積87.09km²で、その内およそ91%余りを山林が占め、耕地はわずか4.5%で、標高は、海拔230mから1,132mと高低差が大きく平均的耕地の標高は300~400mであるが一部600mを超える厳しい条件下の集落もあり、村の中心を流れる白川とその支流に沿って、住家や耕地が点在する溪谷型の山村である。

過去45年間に、住宅、道路あるいは林業経営により、経営耕地全体はゆるやかな減少を続けており、昭和56年に土地改良事業に着手し平成2年までにほぼ完了し、優良農地が固定化してきたが、地形的に農家の所有面積が少ないため、土地利用型農業の展開は難しい。

作物別には、有史以来、農業の柱であった「水稻」は、面積的には大きいものの農業生産額全体に占める割合は年々低くなっている。このような中で集落営農組合が3組織結成されて水稻経営への新たな取組が開始され、この流れが全村的に広がることと、法人化への移行を進める必要がある。このほか、新世紀工房農業サポート部門が担ってきた農作業受託事業を、平成28年度から新しい第3セクターみのりの郷東白川(株)が引継ぎ、農作業の受託を含めた農業振興に対して新しい取組を開始していく体制を整えた。

昭和60年代初めに少なかった「園芸」は、農業総生産の約15%を占めているが、高齢化や後継者不足の問題を抱えており、新規就農者を呼び込むなどの新しい取組が必要となっている。「緑茶」については、気象災害や近年の価格低迷と販売不振等により、保留茶を抱えるほどの危機的状態となっており、製茶組合及び生産者と協議しながら、持続可能な生産体制の確立を模索している。

2 東白川村の農業構造について

東白川村の農業構造は、昭和56年度に着手した土地改良事業が平成2年度にほぼ完成し、このことが、本村の農業構造に大きな影響を与えた。

まず、水稻について、1区画7a程度であった水田が15a程度になったことにより、水田作業の大型機械化が可能になり、みのりの郷東白川(株)等による農作業の受委託が促進された。現在では、何らかの農作業の受委託が70%以上の水田で行われている。

次に、水田農作業の受委託の増加により、発生した余剰労力の有効利用という思考の中から、水田における生産調整対策と相まって、夏秋トマトは園芸農業の活性化へとつながり現在では、本村の主要作物に発展している。

古くから茶の適産地として高級緑茶「美濃白川茶」の名で好評を博している緑茶については、令和元年に策定された「東白川村茶産地構造改革計画」に基づき、令和3年度に村内2組合の荒茶加工施設を1本化した。これに伴い工場の運営をみのりの郷東白川(株)が受託する体制とし、生産の効率化に取り組んでいる。

畜産については、肉用牛が数戸あり、畜産堆肥の安定供給により耕種農家との連携を図ろうとしている。

その他、花き等に取り組んでいる。

また、むらおこし関連で、第3セクター(株)ふるさと企画が本村の農業を側面から支援している。農産物加工施設「味の館」ではトマトジュース「とまとのまんま」を製造し、規格外品トマトの高付加価値利用に寄与している。また、ハウスによるトマト栽培も行っており、ジュースの原材料を確保すると共に、トマト産地としての体制強化にも貢献している。

しかし全体的には、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

3 東白川村農業の基本的な目標について

本村は、こうした農業構造の現状を正確に把握するとともに、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、企業的な経営体の組織化を推進すると共に、将来(概ね10年先)の農

業経営の具体的目標を設定し、先進的で、生産性の高い農業経営を育成するものとする。

また、それと同時に、農業は農村の根幹であるという認識から、一年を通じて、若い人から女性やお年寄りまでが楽しく、かつ効率的に農業のできる営農体制を整備し、潤いのある農村づくりを図る。

また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティ維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）及びその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

効率化においては、省力化や収量向上などの効果の高いスマート農業技術の導入を推進し、スマート農業機械等の共同利用によるコスト低減や、法面管理等の省力化・軽労化に向けた機械導入を支援する。

また、データの活用により、収量向上や高品質化を目指すなど、経営改善に取り組む農業者を育成し、データの効果的な活用に向けた産地の基盤づくりを推進する。

具体的な経営の指標は、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間と生涯所得に相当するよう、主たる農業従事者1人当たりの農業所得は400～500万円、主たる農業従事者一人当たりの労働時間は1,600～2,000時間の水準の達成を目標とし、これらの農業経営が、本村の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 東白川村農業農村の発展方向

現在の経営主の年齢、後継者に当たる人たちの他産業への就業率等を考えると、将来、中核的と成りうる農家は限定され、大半が、現在の規模を縮小しての兼業農家になることが予想される。

このことを踏まえて、3で掲げた「基本的な目標」を実現するためには、少数の中核的な個別経営体の育成のみでは限界があるため、それに加えて水田基幹作業受託組織の強化を図るとともに、水田作業以外の農作業受委託を開始し、新たに企業的経営に基づく先進的な農業経営をめざす組織経営体を育成していく。

この組織経営体については、第3セクターみのりの郷東白川(株)により、後継者の望めない高齢者世帯等の農地の集積を行い、農作業の受委託により大豆、飼料作物などの作物を取り入れて農地の遊休化を防ぐ。

さらに、本村の農業経済を安定的なものとするため、めぐみの農業協同組合（以下、「農業協同組合」という）、東白川村農業委員会（以下、「農業委員会」という）、岐阜県可茂農林事務所（以下、「県農林事務所」という）等が十分なる相互の連携の下で、農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。また、農業法人、第3セクター(株)ふるさと企画、(有)新世紀工房、みのりの郷東白川(株)との連携を強化し、農業関連施設を充実させ、農業関連施設従事者の年間雇用体制を確立する。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地について、今後遊休農地となる恐れがある農地を含め、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは農業経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主体である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、集落営農組織の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。

また、集落営農組合活動を通じ、将来、大半を占めると予想される小規模兼業農家を育成、支援するとともに、環境保全型農業や農村における農業景観の重要性を地域に認識させ、生産効率の悪い農地を利用し、集落のみんなが楽しく触れ合える場や、都市部の人々に貸し出し市民農園として利用できる環境を整備する。

さらに、担い手の経営発展や安定化を図るため、経営体の規模や意向に応じ、新規品目の導入や6次産業化による経営の多角化、環境保全型農業への取り組み等の農業者の多様な取組を支援する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

東白川村の令和2年の新規就農者は1人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるトマトの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、東白川村は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

ぎふ農業・農村基本計画(R3~R7)(以下「基本計画」という)に掲げられた新規就農者確保目標(累計500人)を踏まえ、東白川村においては年間1人以上の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

東白川村及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,600~2000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得160~200万円以上)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた東白川村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構(一般社団法人岐阜県農畜産公社)による紹介、技術・経営面については県農林事務所や地域連携推進員、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 神土地区

神土地区には3つの畜産農家があり、その農家を中心に、新たに畜産経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ安定的な経営を行えるようにする。

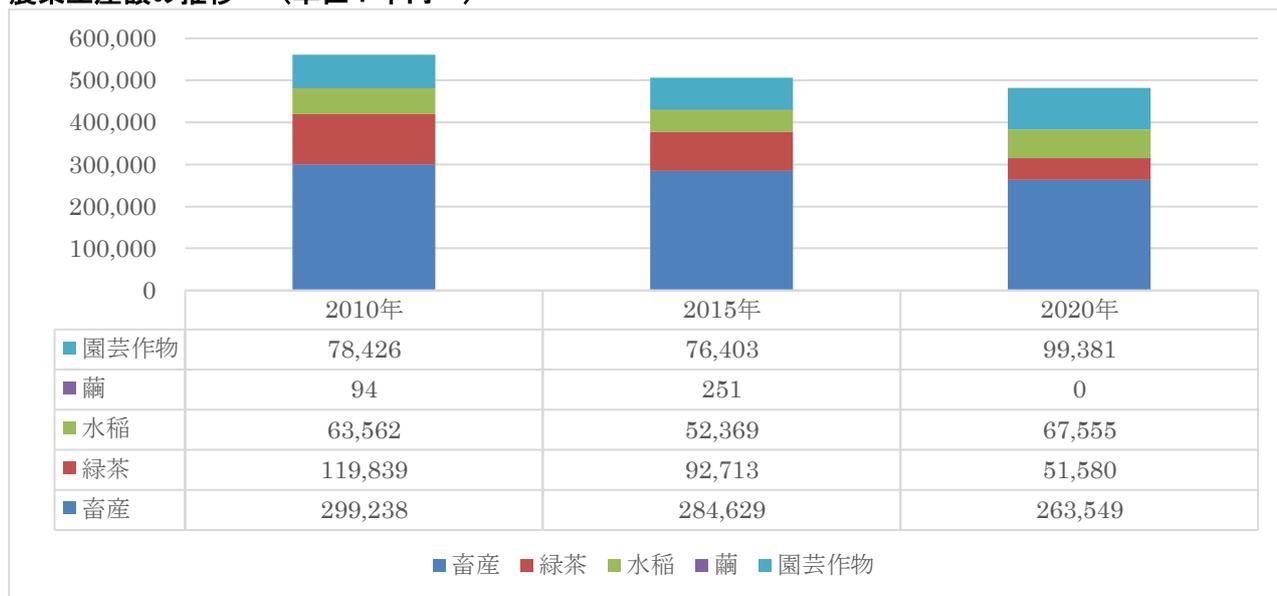
イ 越原地区

従来からの基幹作物であるトマトを栽培する越原地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、トマトの栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

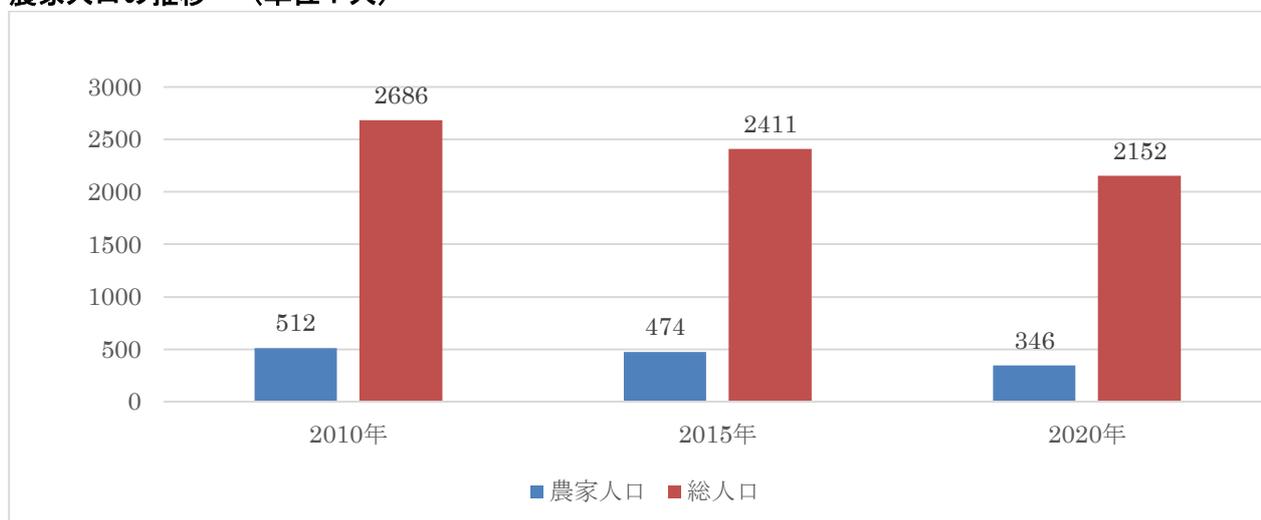
ウ 五加地区

茶、カーネーションの栽培が盛んであり、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

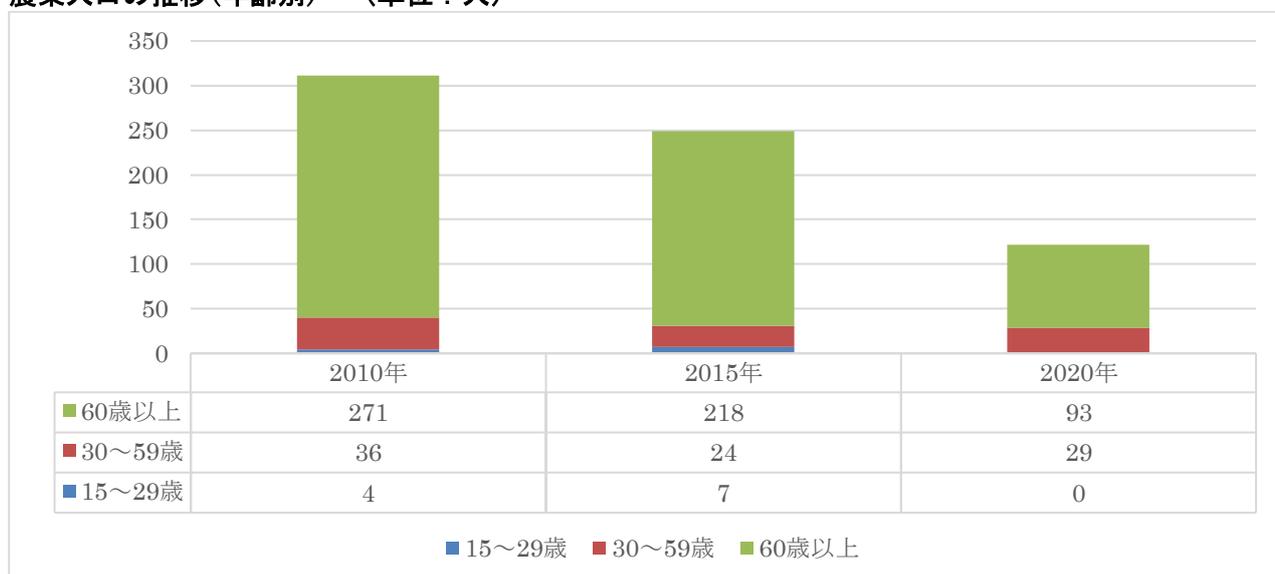
農業生産額の推移 (単位：千円)



農家人口の推移 (単位：人)



農業人口の推移(年齢別) (単位：人)



第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として現に東白川村で展開している優良事例を踏まえつつ、東白川村における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

【個別経営】

営農類型	経営規模	従事者数	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + トマト	水稲 20a 夏秋トマト (パイハウス) 60a	基幹 1人 補助 1人	(水稲) 品種：コシヒカリ 基幹作業の機械化営 農組合への委託 (トマト) パイハウス 6,000㎡ トラクター-20ps 1台 灌水施設 1式 自動防除機 1台	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・パソコン等による経営 管理	・家族経営協定の締 結に基づく給料制や 休日制の導入 ・臨時雇用の確保
茶 + トマト	茶 150a 夏秋トマト (パイハウス) 30a	基幹 1人 補助 1人	(茶) 防霜施設整備による 高収量化、安定生産化 茶刈機 2台 カルチ 2台 防霜ファン 70a (トマト) パイハウス 3,000㎡ 灌水施設 1式 自動防除機 1台	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・パソコン等による経営 管理	・家族経営協定の締 結に基づく給料制や 休日制の導入 ・臨時雇用の確保
茶 + 花き	茶 90a カーネーション (温室) 10a	基幹 1人 補助 1人	(茶) 防霜施設整備による 高収量化、安定生産化 茶刈機 2台 カルチ 2台 防霜ファン 40a (カーネーション) 温室 1,000㎡	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・パソコン等による経営 管理	・家族経営協定の締 結に基づく給料制や 休日制の導入 ・臨時雇用の確保
茶 + 花き	茶 100a 温室 15a パイプハウ ス 10a	基幹 1人 補助 1人	(茶) ・防霜施設整備による 高収 量化、安定生産化 茶刈機 2台 カルチ 2台 (カーネーション) 温室 1,500㎡ パイハウス 1,000㎡ 自動防除機 1 台	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・パソコン等による経営 管理	・家族経営協定の締 結に基づく給料制や 休日制の導入 ・臨時雇用の確保

肉用牛	肉用牛 (和牛) 肥育牛 100頭 繁殖牛 20頭 自給飼料 30a	基幹 1人 補助 1人	黒毛和種 ホルスタイン調整技術の 確立 肥育畜舎 800㎡ 繁殖畜舎 300㎡ トラック 2台 モアール 1台 ショベルローダー 1 台	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・パソコン等による経営 管理	・家族経営協定の締 結に基づく給料制や 休日制の導入 ・臨時雇用の確保
茶 + 椎茸 + トマト	茶 200 a 椎茸 40,000 本 + トマト 20a	基幹 1人 補助 1人	(茶) 防霜施設整備による 高収量化、安定生産化 茶刈機 2台 カルチ 2台 (椎茸) パイハウス 600㎡ (トマト) パイハウス 2,000㎡ 灌水施設 1式 自動防除機 1台	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・パソコン等による経営 管理	・家族経営協定の締 結に基づく給料制や 休日制の導入 ・臨時雇用の確保

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	従事者数	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
大豆 + 茶 + 水稲 作業 受託	大豆 12ha 茶 10ha 水稲作業受 託 65ha 1組織	構成員 5人 補助 10人	(大豆) トラクター50ps 1 台 播種機 1台 コンバイン 1台 ロータリー 1台 (茶) ・防霜施設整備による 高収 量化、安定生産化 簡易自走式茶刈機 1台 管理機 1台 自走型自動深耕機 1台	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施 ・パソコン等による経 営管理 ・組織自己資本の 充実	・雇用労働力の確保 ・家族経営協定の締 結に基づく給料制や 休日制の導入 ・労働環境と作業環 境の改善 ・作期分散による労 力の分散、平準化 ・各種保険制度の整 備
花き	カーネーション 温室 1.5 ha 1組織	構成員 5人	・コンピュータによる空調管 理、自動防除装置を 整備した温室 ・周年栽培 (カーネーション) 温室 1,500㎡ パイハウス 1,000㎡ 自動防除機 1台	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施・パ ソコン等による経 営管 理 ・組織自己資本 の充実	・雇用労働力の確保 ・家族経営協定の締 結に基づく給料制や 休日制の導入 ・労働環境と作業環 境の改善 ・各種保険制度の整 備

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に東白川村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、東白川村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛	肥育牛 50頭 繁殖牛 10頭 自給飼料 15a	肥育畜舎 400㎡ 繁殖畜舎 150㎡ トラック 1台 モアア 1台 ショベルローダー 1台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営管理 ・組織自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制の導入 ・臨時雇用の確保
水稻 + トマト	<作付け面積等> 水稻=10a トマト=30a	(水稻) 基幹作業の機械化営農 組合への委託(トマト) パイプハウス 3,000㎡ トラクター20ps 1台 灌水施設 1式 自動防除機 1台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営管理 ・組織自己資本の充実 ・複式簿記記帳の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制の導入 ・臨時雇用の確保
茶 + 花き	<作付け面積等> 茶=50a カーネーション(温室)=10a	(茶) 防霜施設整備による高収量化安定性産化 茶刈機 2台 カルチ 2台 防霜ファン 20a (カーネーション)温室 1,000㎡	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコンによる経営管理 ・組織自己資本の充実 ・複式簿記記帳の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制や休日制の導入 ・臨時雇用の確保 ・労働環境と作業環境の改善 ・各種保険制度の整備

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

東白川村の農畜産物を安定的に生産し、地域の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の地域の中心を担う経営体に対し、生産方式の高度化や経営管理の合理化等に対応できるよう重点的な支援により確保・育成する。

加えて、中小・家族経営、兼業農家などの農業者の中で、継続的な農地利用を行い地域農業の維持・発展に重要な役割を果たす多様な農業者においても、農業を担う者として地域計画に位置付けることにより確保し、これらすべての者が、持続的な営農活動が展開できるよう支援する。

2 農業を担う者の確保・育成に向けた取組

農業を担う者の確保育成を図るための機能を担う県の拠点（農業経営・就農支援センター）として位置付けられた、ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」（一般社団法人岐阜県農畜産公社）のほか、県（普及組織等）や農業委員会、農業協同組合、就農支援協議会、就農応援隊など関係機関と連携し、就農希望者及び雇用就農者などに対し、必要な情報を共有するとともに、就農から定着まで必要となるサポートを一元的に実施する。

さらに、認定新規就農者に対しては、国や県の新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、営農定着ができるよう、必要なフォローアップを実施する。

また、経営発展に意欲的な農業者に対しては、ぎふアグリチャレンジ支援センター等と連携し、専門家等の派遣により、伴走型による経営課題に応じた個別指導・助言などを支援する。

第4 効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農用地の利用の集積については、将来の地域の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

農用地面積

	現況（R2年度）	令和12年度
農業振興地域の農用地	376ha	335ha

農用地利用集積目標（自己所有地+借入地+作業受託）

	現況（R2年度）	令和12年度
個別経営体	15経営体	20経営体
	20.1ha	25.0ha
組織経営体※	2経営体	2経営体
	61.7ha	65.0ha
合計	17経営体	25経営体
	81.8ha	90.0ha

※将来的には法人化を目指すものの現況は任意の組織を含む。

任意の営農組合等による作業受委託面積の目標

	現況（R2年度）	令和12年度
任意の営農組織	3組織	5組織
	27.6ha	40.0ha

効率的かつ安定的な農業経営を営む者の地域における農用地の利用の集積に関する目標

現在(令和2年度)	目標(令和12年度)
30%	60%

2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、東白川村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体の密接な連携の下、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営に向け、面としてまとまった形で農用地の利用集積を促進させる。

また、中山間地域や、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、地域農業の維持発展に重要な役割を果たす中小・家族経営などの多様な農業者による農地利用により、地域全体での農用地の確保・有効利用を図る。

その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

東白川村は、岐阜県が策定した「岐阜県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、東白川村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

① 地域計画推進事業

② 利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、地域計画の策定前までは、同法に設けられた経過措置の期間の間は、引き続き農用地利用集積計画の作成を行うこととする。

③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

これらの各事業については、各地域の実情を踏まえて実施するものとする。

1 地域計画推進事業に関する事項

東白川村は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、地域の農業者等による協議の場を設け、その結果を踏まえ、農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域農業の将来の在り方や、目指すべき将来の農用地の姿を明確化する地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じた農用地の利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

なお、地域計画は、地域農業の発展に向けたマスタープランとなる重要な計画であり、地域農業の情勢変化に対応する観点から、同基本構想の計画期間につき定めるものとする。

(1) 協議の場の設置方法

ア 協議の場を設置する地域の基準

これまで人・農地プランの実質化が行われている地域を基に、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することとし、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的条件、自治会等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話し合いや合意形成が行いやすく、その取組の着実な実現が図られる地域ごとに協議の場を設置することとする。

イ 推進体制の整備

東白川村は、協議の場を開催する準備段階として、農業委員会、農業協同組合、県等を参集した戦略会議を開催するとともに、戦略会議での協議を踏まえ、地域の中心的な経営体などを参集した連携会議を開催する体制を整備し、協議の場での話し合いを円滑に進める。

ウ 協議の場を開催する準備段階

(ア) 戦略会議の開催

東白川村は、農業委員会、農業協同組合、県など、連携会議の進行役などの役割を担う者を参集し、協議の場において活用する対象地域の農用地利用の現況を客観的に把握することができる地図（現況地図）の作成を行うものとする。

加えて、協議の場を設置する地域の基準に沿った地域割りや、連携会議での参集者などを検討することとする。

(イ) 連携会議の開催

東白川村は、戦略会議の参集者に加え、地域の中心的な経営体などの参加を呼びかけ、連携会議を開催し、現況地図を活用したその経営体等との協議や意向確認による、将来の農地利用を担う者別の地図（ゾーニング地図）の案を作成するものとする。

エ 協議の場の設置

(ア) 東白川村は、協議の場の日時・場所・内容等を調整しながら、以下の（イ）の参加者に呼びかけ、協議を開催するものとする。

この際、話し合いが円滑に進むよう、戦略会議に参加した者が、協議の進行役を担うよう努めるものとする。

また、協議の場の日時や場所について、幅広く参加者を募るため、関係者への周知に加え、東白川村のホームページや広報誌等を通じて公表するものとする。

(イ) 東白川村は、協議の場において、幅広い意見を聴取するため、農業者、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地専門員、県などを参集する。

特に、農業者については、認定農業者、集落営農等の地域の中心的な農業者だけではなく、新規就農者、女性農業者、若手農業者、新たに地域で農業を担う新規就農希望者等、多様な農業者などの意見を聴くこととする。

(ウ) 協議の場では、以下の事項について協議する。

なお、協議にあたっては、農用地の集約化等に伴う作業の効率化や総合的な利用を図り、受け手の持続可能な農業経営に支障が生じないよう、受け手の意向を再確認しつつ、その意向について参加者の理解を深めるよう留意する。

①農業の将来の在り方

②農業上の利用が行われる農用地等の区域

③その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（農用地の集積・集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針、基盤整備事業への取組方針、多様な経営体の確保・育成の取組方針、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針）

④その他必要な事項

(エ) 東白川村は、上記（ウ）の項目について、協議の結果を取りまとめ、インターネットや掲示など、関係者だけでなく広く地域住民が閲覧できる方法で公表することとする。

(オ) 協議の場として「協定集落代表者会議」を位置づけることができるものとする。

(2) 地域計画の作成

東白川村は、地域計画の策定にあたって、県、農業委員会、(一社)岐阜県農業会議、(一社)岐阜県農畜産公社(農地中間管理機構)、農業協同組合等と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

ア 地域計画の地域の基準

地域計画を策定する地域は、協議の場を設置する地域の基準に沿って設定するものとする。

イ 地域計画の作成

東白川村は、協議の結果を踏まえ、上記アの地域における農業の将来の在り方や、農用地の効率のかつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定める。(令和7年3月までに作成)

なお、計画は、下記の要件に該当するものとする。

- ①基本構想に即するとともに、法第5条第4項に規定する計画(農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画)との調和が保たれたものであること。
- ②効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率のかつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。

ウ 目標地図の作成

農用地の効率のかつ総合的な利用に関する目標として、地域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示する。

東白川村は、農業委員会に目標地図の素案の提出を求め、提出された素案に基づいて目標地図を含む地域計画を作成することができることとする。

(3) 地域計画の変更

東白川村は、地域計画の策定後において、受け手がない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更することとする。

この際、以下の軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定めることとする。

- ①区域の名称の変更又は地番の変更
- ②農用地等を利用する農業を担う団体(法人を除く)が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う地図の変更
- ③農業を担う者の相続に伴う目標地図の変更
- ④その他、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

(4) 地域計画の作成・変更時の意見聴取

東白川村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(軽微な変更を除く)は、あらかじめ県、農業委員会、(一社)岐阜県農業会議、(一社)岐阜県農畜産公社(農地中間管理機構)、農業協同組合等関係者の意見聴取を行うこととする。

また、地域計画の案の公告の前には、パブリックコメントの募集等により、可能な限り関係者の理解を得るよう努めることとする。

(5) 地域計画の公告

東白川村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(軽微な変更を除く)は、その旨を東白川村の公報への掲載やインターネット等を通じて公告し、当該公告日から二週間公衆の縦覧に供することとする。

また、地域計画を定め、又はこれを変更したときは遅滞なくその旨を公告するとともに、県、農業委員会、(一社)岐阜県農業会議、(一社)岐阜県農畜産公社(農地中間管理機構)、農業協同組合等に地域計画の写しを送付することとする。

(6) 地域計画に係る個人情報取り扱い

東白川村は、農業を担う者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続きとして、本人

の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができるが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その目的を明示するものとする。

また、東白川村公報への掲載等とは別に、インターネットの利用などにより関係者以外の不特定多数に対して情報を共有する場合は、氏名を削除する等の配慮を行うこととする。

(7) 地域計画の区域内の農用地所有者からのあっせんの申出、買入協議

農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者からあっせんの申出を受け、農地中間管理機構による買入れが特に必要があると認める場合は、東白川村に対し、農地中間管理機構による買入協議を要請することができる。

東白川村は、農業委員会から要請を受けた場合、地域計画の達成に資するために特に必要と認める場合には、農地中間管理機構が買入協議を行うこととし、その旨を所有者に通知するものとする。

(8) 利用権設定等に関する協議の勧告

東白川村は、一部の者から農地中間管理機構への利用権の設定等が行われず、全体の取組に支障が生じるおそれがあるときなど、地域計画の地域内の農用地等について、農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するとともに、その旨を農地中間管理機構に通知するものとする。

(9) 地域計画の特例

農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、農地中間管理機構及び所有者等の3分の2以上の同意を得て、東白川村に対し、全部又は一部の対象区域内の農用地等について所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨を地域計画に定めることを提案できる。

なお、東白川村は、提案を受けた場合は、当該提案に基づき、地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、当該提案を受けた者に通知するものとする。

(10) 地域計画内における農用地利用集積等促進計画の決定

東白川村は、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、地域計画の達成に資することとなるよう、連携して作成する。

ただし、目標地図に位置付けられた受け手が10年後に農用地を利用するまでの間、別の受け手が一時的に当該農用地を利用する場合は、地域計画の変更に当たらず、地域計画の達成に資するものと判断することとする。

また、地域計画で予定していない利用権の設定等をしなければならない場合であって、農用地利用集積等促進計画の作成後に地域計画を変更することが確実であると認める場合は、当該農用地利用集積等促進計画の内容は地域計画に即したものであると判断することとする。

2 利用権設定促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における、その開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適正な土地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又は、使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合もしくは、農地中間管理機構または農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法第18条第2項第6号に規定する利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員（農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 東白川村は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号による開発事業計画を提出させる。
- ② 東白川村は①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 東白川村は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（付則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 東白川村は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 東白川村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、東白川村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 東白川村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 東白川村の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地中間管理機構はその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 東白川村は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 東白川村は(5)の②、③及び④の規定による農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

る。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、東白川村は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 東白川村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとするもの（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目、及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地については利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払時期の相手方及び方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の相手方及び方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価並びに（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の相手方及び方法その他所有権の移転に係る法律関係。
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定するものである場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 6 条の 2 で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について東白川村農業委員会長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況。

（８）同意

東白川村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごと（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 20 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

東白川村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めた時は、その旨及びその農用地利用集積計画の内容の内（７）の①から⑥までに掲げる事項を東白川村の掲示板への掲示により公告す

る。

(10) 公告の効果

東白川村が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

東白川村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 東白川村長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 東白川村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 東白川村は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を東白川村の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 東白川村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

東白川村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適正であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めることとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を東白川村に提出して、農用地利用規程について東白川村の認定を受けることができる。
- ② 東白川村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 東白川村は、②の認定をしたときは、その旨及び該当認定に係る農用地利用規程を東白川村の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規程する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 東白川村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条 第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下、「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定農業団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 東白川村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 東白川村は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが農用地利用改善事業の実施に関し、県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、その他関係機関及び関係団体との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

東白川村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農協及び農地所有適格法人（みのりの郷東白川村その他農業に関する団体）による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業の受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定等への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農協による農作業の受委託のあっせん等

農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) みのりの郷東白川(株)による農作業の受委託

みのりの郷東白川(株)は、中山間地域等直接支払制度による「豊かな集落づくり事業」を活用し、農作業受委託の窓口として、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託に努めるとともに、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努め、遊休農地等の発生を防いでいく。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

東白川村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修と、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

ぎふアグリチャレンジ支援センターや県農林事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、村内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

東白川村が主体となり県農林事務所、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農計画書」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成、変更の話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために東白川村新規就農者交流会への参加を促すとともに、東白川村認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会とも連携して、野菜村等の直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農計画書」を活用した指導に限らず、農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談についてはぎふアグリチャレンジ支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については県農林事務所等、就農後の営農指導等フォローアップについてはJA組織、東白川村認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(4) 推進体制の整備等

① 事業推進体制

東白川村は、県農林事務所、農業協同組合、各農業生産団体、農業委員会、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関等で組織する担い手育成等に関する協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、東白川村はこのような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成6年12月21日から施行する。
- 2 この改正後の基本構想は、平成15年7月28日から施行する。
- 3 この改正後の基本構想は、平成18年7月1日から施行する。
- 4 この改正後の基本構想は、平成22年6月7日から施行する。

- 5 この改正後の基本構想は、平成23年12月9日から施行する。
- 6 この改正後の基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 7 この改正後の基本構想は、平成28年4月1日から施行する。
- 8 この改正後の基本構想は、令和4年3月1日から施行する。
- 9 この改正後の基本構想は、令和5年9月22日から施行する。

別紙1 (第5の2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は一般社団法人岐阜県農畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
- 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
…法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
…その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
- 対象土地の混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
…その土地を効率的に利用することができることと認められること
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号第1条第7号若しくは第8条に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。))
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第5の2の(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適切な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適切な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算出する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適切な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他有益費について償還を請求する場合その他法令により権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき東白川村が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の貸借の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。</p>	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする利用権の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算出に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは「損益」と「賃借権」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農当地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>